

都市計画税の使途内訳

都市計画税は、「都市計画法」に基づいて実施する都市計画事業等の財源として課税する目的税であり、本市では一般会計の歳出において下記のとおり各事業に充当している。

(単位：千円)

	令和2年度 予算額	都市計画税 充当額	事業に対する 充当率
都市計画税（歳入）	519,048		
都市計画事業（歳出）	1,620,037	519,048	32.0%
7款 土木費	1,471,270	467,269	31.8%
2項 道路橋りょう費	8,710	3,032	34.8%
3目 道路新設改良費	8,710	3,032	34.8%
道路新設改良事業	8,710	3,032	34.8%
4項 都市計画費	1,462,560	464,237	31.7%
2目 土地区画整理費	98,118	34,151	34.8%
平方第二地区土地区画整理事業補助費	50,000	17,403	34.8%
インター北土地区画整理事業特別会計繰出金	19,636	6,834	34.8%
駅北本郷土地区画整理事業特別会計繰出金	28,482	9,913	34.8%
6目 公共下水道費	1,364,442	430,086	31.5%
下水道事業会計負担金	1,364,442	430,086	31.5%
10款 公債費	148,767	51,779	34.8%
1項 公債費	148,767	51,779	34.8%
1目 元金	141,101	49,111	34.8%
市債償還元金	141,101	49,111	34.8%
2目 利子	7,666	2,668	34.8%
市債償還利子	7,666	2,668	34.8%

※都市計画税は、各都市計画事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。
 ※千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。